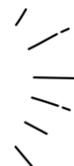


重要

返還完了まで保管し
利用してください

令和7年(2025年)

返還のてびき



公益財団法人
沖縄県国際交流・人材育成財団
Okinawa International Exchange &
Human Resources Development Foundation

(令和6年9月作成)

返還のおぼえ

奨学金返還明細書の内容を確認し、下記に記入してください。

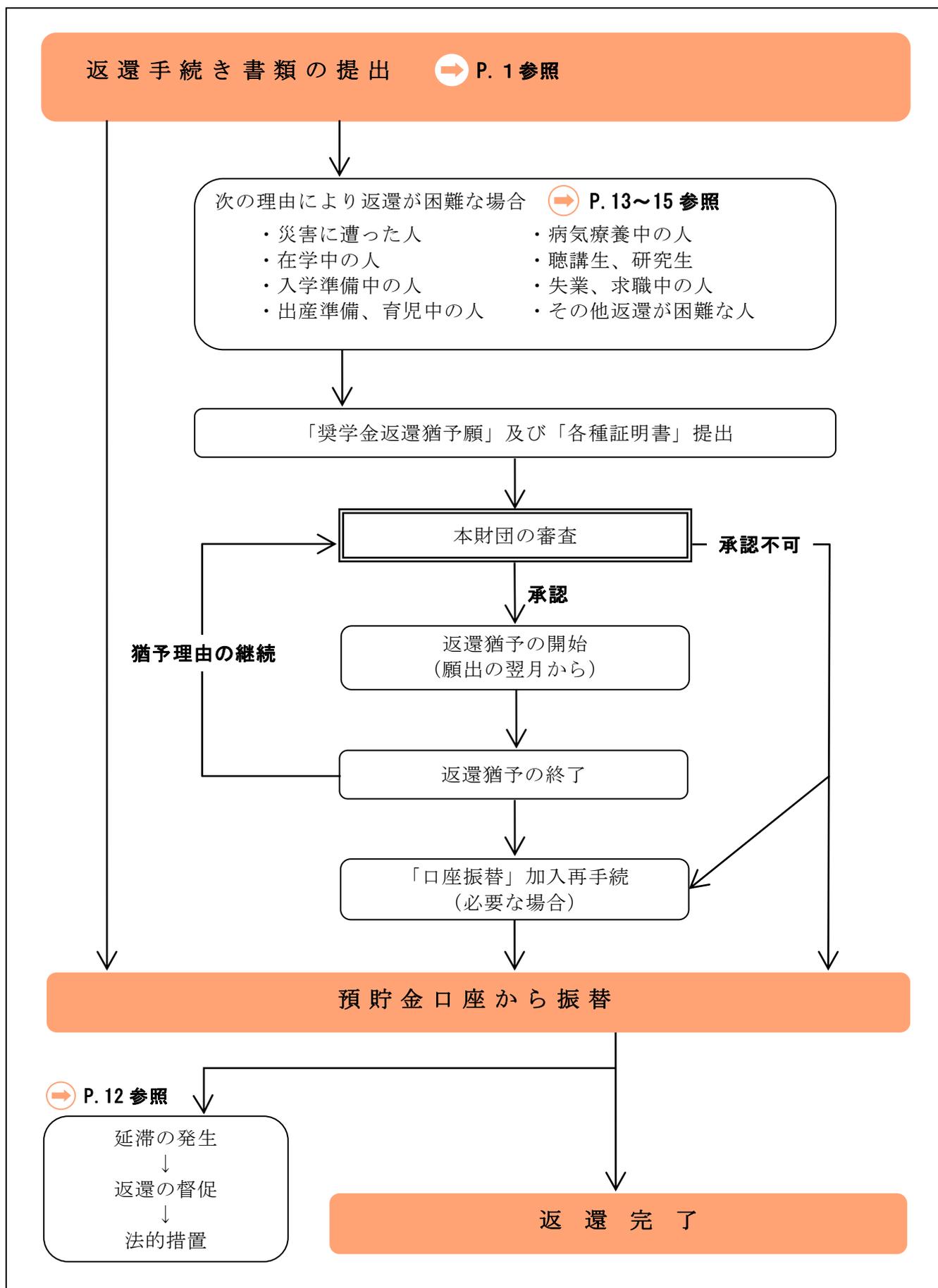
返還に関する相談やお問い合わせの際には、奨学生番号及び氏名を確認しますので、忘れないようにしてください。

奨学生番号	
奨学生氏名	
出身学校名	
借用金額	円
割賦金	円
最終割賦金	円
返還回数	回
返還開始月	年 月
連帯保証人	
保証人	

※ 返還開始前に「返還明細予定表」を送付しますので、貼付し、返還完了まで保管してください。

「返還期日(振替日)」に「当月ご請求額」を返還登録口座から引き落とします。振替日当日の入金は引き落としができませんので、前日までに返還登録口座に入金してください。

借用期間終了から返還完了までの流れ



こんな時どうする？

返還を猶予したい

様々な事情で返還が困難な場合は、申請を行うことで返還が猶予されることがあります。ただし、返還手続きが完了しないと猶予されません。

P.13 へ 

今月返還（引落）できなかった

残高不足などで引き落としできなかった場合は、翌月に2か月分引き落としします。当財団の口座へ直接振り込むことはできません。

P.9~
12 へ 

返還口座を変更したい

「預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書」を提出する必要があります。申込用紙は、電話にて当財団奨学課へ請求してください。

P.10 へ 

転居（住所変更）した

お電話での変更が可能です。当財団奨学課へご連絡ください。



氏名や本籍が変わった

「転居・転籍・改氏名・勤務先変更届」と住民票抄本（本籍記載、マイナンバー省略）の提出が必要です。

P.16 へ 

返還残高を確認したい

当財団奨学課へお電話ください。「返還実績表」など、ご自身の返還状況が分かる書類をお送りすることも可能です。



返還が難しい・相談したい

返還に関して困ったことがあれば、お気軽に当財団奨学課へお電話ください。長期間滞納状態が続くと利用できなくなる制度もありますので、お早めにご相談ください。



目次

I	住所・勤務先届の記入と提出	1
1	住所・勤務先届の記入について	1
2	住所・勤務先届の提出について	2
3	奨学金返還明細書について	2
II	預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書の記入と提出	5
	加入手続について	5
III	奨学金の返還	8
1	奨学金返還の条件	8
2	奨学金の返還方法	9
3	振替口座の変更	10
4	返還金の督促	10
5	延滞金	11
6	返還金の充当順位	11
7	奨学金返還完了通知	13
8	返還猶予	13
9	返還の免除	15
10	勤務先届の提出について	16
11	異動について	16
	各種様式	18
	公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団奨学金貸与規程	26

I 住所・勤務先届の記入と提出

奨学金返還明細書で借用金額、返還方法等を確認し、住所・勤務先届に必要な書類を添えて期限までに公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団（以下「財団」という。）へ必ず提出してください。貸与終了後、引き続き在学する者や進学予定の者も住所・勤務先届は必ず提出してください。また、奨学金返還明細書の内容は、連帯保証人及び保証人にもお知らせください。

1 住所・勤務先届の記入について

連帯保証人及び保証人の同意を得た上で、P.3 の記入例を参照して必要事項を記入してください。

(1) 奨学生番号

奨学金返還明細書に印字されている奨学生番号を記入してください。

(2) 連帯保証人

奨学生本人と連帯して返還の責任を負います。

原則として父又は母です。父母がいない場合は、ア又はイの条件を満たす人を選んでください。

ア 奨学生本人が未成年者の場合

成年者のきょうだい又は未成年後見人

イ 奨学生本人が成年者の場合

成年者のきょうだい又は届出日において 65 歳以下の成年者で職に就いている者

※ 連帯保証人は、「誓約書・奨学金借用証書」と同一の人を記入して下さい（在学中に連帯保証人を変更した場合は変更後の連帯保証人）。変更する場合は「連帯保証人・保証人変更についての承認願」等の提出が必要です。（詳細：P.16）

(3) 保証人

奨学生本人や連帯保証人が返還できなくなった場合、奨学生本人や連帯保証人に代わって返還する人です。次のア及びイの条件を満たす人を選んでください。

ア 父母以外で奨学生本人及び連帯保証人と別生計の者

イ 届出日において 65 歳以下の成年者で職に就いている者

※ 保証人は、「誓約書・奨学金借用証書」と同一の人を記入して下さい（在学中に保証人を変更した場合は変更後の保証人）。ア及びイの条件を欠く等、変更の必要がある場合は「連帯保証人・保証人変更についての承認願」等の提出が必要です。（詳細：P.16）

(4) 住所

住民登録している住所（添付する「住民票」に記載の住所）を記入してください。

奨学生本人は、「住所 1」に住民登録している住所を、「住所 2」に卒業後住所をそれぞれ記入してください。卒業後住所が未定の場合は、現在、実際に住んでいる住所を記入してください。

※ 奨学生本人と連帯保証人の住所が同じ場合でも「同上」とは記入しないでください。

(5) 送付先

当財団からの通知の送付先を記入してください。

住民登録をしている住所、実際に住んでいる住所のどちらでもかまいません。

※ 奨学生本人の住所や連帯保証人の住所と同じ場合でも「同上」とは記入しないでください。

2 住所・勤務先届の提出について

住所・勤務先届は、次の書類を添付して期限までに当財団に提出してください。

ただし、連帯保証人、保証人を変更する場合は、「連帯保証人・保証人変更についての承認願」等の添付も必要になります。(詳細：P.16)

提出書類	
1 「住所・勤務先届」	
添付書類	
2 「住民票抄本」(奨学生本人) ※1 ※2	
3 「住民票抄本」(連帯保証人) ※1 ※2	
4 「住民票抄本」(保証人) ※1	
5 「預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書」 ※3	
6 その他 「連帯保証人・保証人変更についての承認願」等 (必要な場合) ※4 「進学先・勤務先届」(4月以降)	

The diagram illustrates the submission of documents. Document 1 is a box labeled '住所・勤務先届' with the number 1. Documents 2, 3, and 4 are a stack of boxes labeled '住民票' for '本人', '連帯保証人', and '保証人' respectively, with the numbers 2, 3, and 4. Document 5 is a box labeled '預金口座振替' with the number 5. Document 6 is a box labeled 'その他' with the number 6.

※1 原本のみ受け付けます。本籍地記載、マイナンバー(個人番号)省略で取得してください。

※2 奨学生本人と連帯保証人が同一住所の場合は、奨学生本人と連帯保証人の「住民票」を1通にまとめて提出してもかまいません。(奨学生本人と連帯保証人の2人について記載が必要です)

※3 金融機関用、財団用、預金者控の3枚一式のまま提出してください。

※4 P.16 参照

3 奨学金返還明細書について

借用期間終了理由は次のとおりです。その他の事項については P.4 を参照してください。

満期……………借用期間が満了したことです。

辞退……………奨学金を必要としなくなり、その旨届け出たことです。

廃止……………長期休学、学業成績不振、受領資格未確認又は学則等により処分を受け、奨学生の資格を失ったことです。

短縮卒業……………標準修業年限未滿等で卒業・修了したことです。

その他……………上記以外

記入例 住所・勤務先届

- ① 記入には黒か紺のボールペンを使用してください。
- ② マンション・団地・アパートの棟号・室番や同居先（例 ○○様方）は必ず記入してください。
- ③ 訂正の場合、訂正印は不要です。誤った部分を二本線で消し、上部に正しい事項を記入してください。修正液、ナイフ、字消し等は使用しないでください。

「卒業後住所」または「現住所」いずれかに○をつけてください。「現住所」を記入した人は、卒業後の住所が決まったときには「転居届」（様式：P.21）を提出してください。

就職先が決まった人、現に就職している人は記入してください。未定の方は「未定」と記入し、決まったときには「勤務先届」（様式：P.25）を提出してください。

「誓約書・奨学金借用証書」と同じ人（在学中に変更した場合は変更後の人）を記入してください。変更する場合は、必要書類の提出が必要です。（詳細：P.16～17）

当財団からのお知らせの送付先を記入してください。奨学生本人、連帯保証人と同じ住所であっても記入してください。

当財団へ提出する年月日を記入してください。

第14号様式 住所・勤務先届

公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団理事長 殿

奨学金の借用金額等を確認し、下記の各人の了承を得たうえで住民票抄本（本籍地記載、マイナンバー省略）を添付してお届けします。

令和〇年 〇月 〇〇日

1 奨学生本人

フリガナ	ジンザイ ハナコ	奨学生番号	(HXX) RXX-県-XXX
氏名	人村 花子	生年月日	昭和・平成 9年3月4日
住所1 (住民票と同じ)	〒901-2221 沖縄県宜野湾市伊佐△丁目〇番X号	電話	(098) 942-9213
※住所2	〒900-0029 沖縄県那覇市旭町△番地XX XXアパート 〇〇号室	卒業後住所 現住所	電話 (098) 444-XXXX PHS・携帯 090-1111-XXXX
勤務先名称	A&B キャピタルパートナーズ		
勤務先所在地	〒900-0021 沖縄県那覇市泉崎〇丁目△番地	電話	(098) 555-XXXX

※住所2・卒業後の住所を記入し、「卒業後住所」に○をつけてください。
 ・卒業後の住所が未定の場合には、現在、実際に住んでいる住所を記入し、「現住所」に○をつけてください。
 ・卒業後の住所又は実際に住んでいる住所が、住所1と同じ場合でも必ず記入してください。

2 連帯保証人

フリガナ	ジンザイ イクオ	奨学生本人との続柄	父
氏名	人村 育男	生年月日	昭和・平成 30年4月5日
住所	〒901-2221 沖縄県宜野湾市伊佐△丁目〇番X号	電話	(098) 942-9213 PHS・携帯 090-2222-XXXX
勤務先名称	IKUSEIホールディングス		
勤務先所在地	〒900-0000 沖縄県那覇市東町〇丁目△番X号	電話	(098) 111-XXXX

3 保証人

フリガナ	ショウガク リョウコ	奨学生本人との続柄	おば
氏名	奨学 良子	生年月日	昭和・平成 XX年11月12日
住所	〒900-0024 沖縄県那覇市古波蔵△丁目X番地〇号	電話	(098) 222-XXXX PHS・携帯 090-3333-XXXX
勤務先名称	Okinawa Orange 株式会社		
勤務先所在地	〒902-0076 沖縄県那覇市与儀△番地	電話	(098) 333-XXXX

4 奨学金返還の口座振替加入通知等の送付先

送付先	氏名	人村 花子
	住所	〒900-0029 沖縄県那覇市旭町△番地XX XXアパート〇〇号室

奨学金返還明細書の確認

奨学金の貸与が終了すると「奨学金返還明細書」が交付されます。返還が完了するまで大切に保管してください。

奨学金返還明細書に印字されている内容をよく見て、借用金額や借用期間に間違いがないか、よく確認してください。

令和〇年〇月〇日

奨 学 金 返 還 明 細 書

1. 借用の明細

奨 学 生 番 号	性 別	生 年 月 日	フリガナ	ジンザイ ハナコ
R××-県-×××	女	平成09年03月04日	氏名	人材 花子
学 校 名	育成大学			
借 用 金 額 の 確 定 し た 明 細	借用確定金額	借用期間終了理由		● 以前に使用した奨学生番号
	1,620,000	満期		
	● 初回入金:令和×年×月 ~最終入金: 令和×年×月			
	借用始期年月	借用終期年月	借用月数	借用月額
	令和×年×月 ~令和×年×月	令和×年×月	36か月	45,000円
			借用金額	備考
			1,620,000円	終了
	合 計		36 か月	1, 620, 000円

2. 返還の方法

奨学金の返済は、都市銀行、地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、農業協同組合、漁業共同組合、労働金庫及びゆうちょ銀行・郵便局の預貯金口座からの自動引落となります。

返還期間	令和×年×月27日 から 令和×年×月27日 まで 12年間 144回払い			
割賦方法	返 還 期 日	返 還 回 数	割 賦 金	最 終 割 賦 金
月賦返還	毎 月 27 日	144 回	11,250 円	11,250 円

公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団

以前にも奨学金を借用したことがある場合に印字されます。

1つの奨学生番号で借用した全ての金額です。月額の変更があった場合でも、全て反映されています。

奨学金が口座に入金された年月(初回～最終)です。

返還の条件です。内容を確認してください。

借用した奨学金の明細です。借用期間・月額を確認してください。

Ⅱ 預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書の記入と提出

預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書（以下「申込書」という。）は、金融機関の預貯金口座から返還金を自動的に引き落とす口座振替制度に加入するためのものです。

奨学金の返還は口座振替により行うため、必ず全員が加入しなければなりません。これにより返還を迅速、確実に行うことができます。

加入手続について

取扱金融機関は次のとおりです。P.6～7の記入例を参照のうえ必要事項を記入押印し、返還手続きの際に、期限までに当財団へ提出してください。

奨学金の振込口座を引き落とし口座として利用することもできますが、申込書で改めて加入手続きをする必要があります。

〔取扱金融機関〕 ゆうちょ銀行、都市銀行、地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、農業協同組合、漁業協同組合（一部を除く）、労働金庫

農林中央金庫、一部の漁業協同組合、外国銀行及びネット銀行は取り扱いできません。

〔非取扱金融機関〕 農林中央金庫、秋田県漁業協同組合、大阪府漁業協同組合、岡山県漁業協同組合、岐阜県漁業協同組合、群馬県漁業協同組合、埼玉県漁業協同組合、滋賀県漁業協同組合、栃木県漁業協同組合、長野県漁業協同組合、奈良県漁業協同組合、山梨県漁業協同組合、外国銀行、ネット銀行、インターネット支店

(1) 預金者名

原則として返還者（奨学生本人）の名義としますが、異なってもかまいません。

(2) お届出印

預貯金口座の届出印を1枚目（金融機関用）と2枚目（財団用）に朱肉で鮮明に押印してください。捨印も同様に押印してください。

※ 印影がかすれたり欠けてしまった場合は、側に押し直してください。ただし、印影同士は絶対に重ねないでください。

※ 印影が不鮮明、預貯金口座の届出印と異なっている等の場合は、申込書の作成し直しを求めることがありますので、ご注意ください。

(3) 奨学生番号

奨学金返還明細書に印字されている奨学生番号を記入してください。

(4) 奨学生住所

書類等の送付先住所を記入してください。

記入例 預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書 **ゆうちょ銀行**

- ☑ 記入には、黒か紺のボールペンを使用してください。
- ☑ 書き損じた場合は、当財団へ申込書を請求し、改めて記入してください。
- ☑ 申込書は切り離さずに、**3枚綴りすべて**を必ず当財団へ提出してください。

第20号様式-2

金融機関用 **預金口座振替依頼書** **1** **令和〇年〇月〇〇日**

自自動払込利用申込書(※)(加)

銀行・信用金庫・農業協同組合・漁業協同組合・労働金庫・郵便局 御中

私は、下記の取納企業から請求された金額を私人名義の下記預金口座から、預金口座振替によって支払うこととしたいので、預金口座振替規定を確約のうえ依頼します。

取納企業名 株式会社 リウコム

フリガナ シンザイ ハナコ **2**

預金者名 人材 花子 **3** 金融機関 お届出印 人材

※ゆうちょ銀行以外の金融機関ご利用の場合

銀行組合	支店	預金種目	口座番号
コード	銀行番号	店番号	1 普通 2 当座

※ゆうちょ銀行ご利用の場合

種目コード	契約種別コード	通帳記号	通帳番号
1663011230			4567891

払込先号 01700-4-67434 払込先名 株式会社 リウコム

振替日(払込日) 27日(金融機関休業日の場合は翌営業日) 開始年月 年 月

預金口座振替規定 ※郵便局払込は除く。

- 貴金融機関に請求書が送付されたときは、私に通知することなく、請求書記載金額を預金口座から引落しのうえ支払ってください。この場合、預金規定または当該規定にかかわらず、預金通帳、同払戻請求書の提出または小切手の振り出しはしません。
- 振替日において請求書記載金額が預金口座から払戻しことのできる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む)をこえるときは、私に通知することなく、請求書を返却してもさしつかえありません。
- この契約を解約するときは、私から貴金融機関に書面により届出ます。なお、この届出がないまま長期にわたり上記取納企業から請求がない等相当の事由があるときは、とくに申出をしない限り、貴金融機関はこの契約が終了したものとして取り扱ってさしつかえありません。
- この預金口座振替についてかたに紛議が生じても、貴金融機関の責めによる場合を除き、貴金融機関にはご迷惑をかけません。

金融機関使用欄

契約者番号等 1018700095

委託者名 公益財団法人 沖縄県国際交流・人材育成財団 料の金額 奨学金の返還金

奨学生番号 RXX-県-XXX **4**

住所 901-2221 沖縄県宜野湾市伊佐△T△〇番X号 電話(098)942-9213 **5**

フリガナ シンザイ ハナコ

氏名 人材 花子 昭和・平成 9年3月4日生

(お願ひ)

- この預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書が上記取納企業から送付された場合、記載内容に不備がありましたら、不備返却事由に○印をつけて上記取納企業へご返送ください。
- この預金口座振替依頼書を預金者が直接沖縄県内の貴行(金庫・組合)へ持参した場合は、預金口座振替申込書(2枚目)及び預金口座振替依頼書(※)(3枚目)に確認印を押印のうえ、2枚目を(株)リウコムに、3枚目を預金者に返却してください。
- この預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書を預金者が直接沖縄県外の貴行または貴郵便局へ持参した場合は、取扱をせず全てを返却し、下記財団へ提出するようお願いください。

(財団→預金者→財団→リウコム→金融機関)

問い合わせ先：(公財) 沖縄県国際交流・人材育成財団 〒901-2221 沖縄県宜野湾市伊佐4-2-16 電話(098)942-9213

ここが重要!

金融機関に届け出ている印鑑を朱肉で鮮明に押してください。

金融機関にて印鑑を照合します。印鑑が違う場合や不鮮明な場合は不備となります。

1 当財団へ提出する年月日を記入してください。

2 左詰めで記入し、濁点、半濁点は1字として扱ってください。姓と名の間は1字空けてください。

3 原則として返還者本人としますが、異なってもかまいません。

4 奨学生番号が2つ以上ある場合は、今回返還手続きを行う対象の奨学生番号を記入してください。

5 書類等の送付先住所を記入してください。

- ① 記入には、黒か紺のボールペンを使用してください。
- ② 書き損じた場合は、当財団へ申込書を請求し、改めて記入してください。
- ③ 申込書は切り離さずに、**3枚綴りすべて**を必ず当財団へ提出してください。
- ④ 外国銀行・ネット銀行・インターネット支店は取扱いできません。

第20号様式-2

金融機関用 預金口座振替依頼書 令和〇年 〇月 〇〇日
自動払込利用申込書(加)

銀行・信用金庫・農業協同組合・漁業協同組合・労働金庫・郵便局 御中
私は、下記の収納企業から請求された金額を私名義の下記預金口座から、預金口座振替によって支払うこととしたいので、預金口座振替規定を確認のうえ依頼します。

収納企業名 株式会社 リウコム

預金者名 シンザイハナコ 金融機関 お届出印 人材

※ゆうちょ銀行以外の金融機関ご利用の場合
育成 宜野湾 預金種目 口座番号
コード 銀行番号 店番号 ①普通 ②当座 456789

※ゆうちょ銀行ご利用の場合
種目コード 別種別コード 通帳記号 通帳番号 (右つめてご記入ください)
166301 0

払込先口座番号 01700-4-67434 払込先加入者名 株式会社リウコム
返送先 〒901-2121 沖縄県浦添市内間4丁目1番1号 琉球銀行浦添ビル6階 株式会社リウコム

振替日(払込日) 27日(金融機関休業日の場合は翌営業日) 開始年月 年

預金口座振替規定 ※郵便局払込は除く。
1. 貴金融機関に請求書が送付されたときは、私に通知することなく、請求書記載金額を預金口座から引落しのうえ支払ってください。この場合、預金規定または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳、同払戻請求書の提出または小切手の振り出しはしません。
2. 振替日において請求書記載金額が預金口座から払戻すことのできる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む)をこえるときは、私に通知することなく、請求書を返却してさしつかえありません。
3. この契約を解約するときは、私から貴金融機関に書面により届出ます。なお、この届出がないまま長期間にわたり上記収納企業から請求がない等相当の事由があるときは、とくに申出をしない限り、貴金融機関はこの契約が終了したものと取り扱ってさしつかえありません。
4. この預金口座振替についてかりに紛議が生じても、貴金融機関の責めによる場合を除き、貴金融機関にはご迷惑をかけません。

(財団使用欄) 契約者番号等 1018700095 料金額等 奨学金の返還金
委託者名 公益財団法人 沖縄県国際交流・人材育成財団
奨学生番号 RXX-県-XXX
住所 901-2221 沖縄県宜野湾市伊佐△JB○番X号 電話 098-942-9213
氏名 シンザイハナコ 昭和・平成 9年3月4日生

① 当財団へ提出する年月日を記入してください。
② 左詰めで記入し、濁点、半濁点は1字として扱ってください。姓と名の間は1字空けてください。
③ 原則として返還者本人としますが、異なってもかまいません。
④ 奨学生番号が2つ以上ある場合は、今回返還手続きを行う対象の奨学生番号を記入してください。
⑤ 書類等の送付先住所を記入してください。

ここが重要!

2か所に押印してください。
金融機関に届け出ている印鑑を朱肉で鮮明に押してください。
金融機関にて印鑑を照合します。印鑑が違う場合や不鮮明な場合は不備となります。

Ⅲ 奨学金の返還

奨学金は、あなたの在学期間中に貸与したものであり、卒業後は必ず返還する義務があります。この返還金は、直ちに後輩の奨学金として貸与する仕組みとなっており、返還が円滑に行われないと、後輩の奨学金貸与に重大な支障を来すこととなります。

一人ひとりが奨学生としての責任を果たすことによりはじめて成り立つこの制度の仕組みを理解していただき、約束どおり必ず返還してください。

1 奨学金返還の条件

(1) 割賦方法

月賦返還のみです。割賦金を返還回数に応じて、毎月引き落とします。

(2) 振替日

振替（引き落とし）日は次のとおりです。

返還方法	1 回目の振替日	2 回目以降
月賦返還	3 月終了者は令和 7 年 10 月 27 日 その他の人は借用期間終了の翌月から数えて 7 か月目の 27 日	毎月 27 日

なお、振替日が金融機関の休業日の場合は翌営業日に引き落とします。

(3) 返還期間（回数）

・令和 3 年度以前に採用された奨学生

原則として 10 年以内で返還していただきます。

満期で終了した場合は 10 年（120 回）です。満期以外で終了した場合は、満期に対して 10 年（120 回）を基準に実際の貸与期間に応じて 1 年単位で決まります。

〔例〕 4 年（48 か月）満期の契約を 2 年（24 か月）で終了した場合の返還期間
48 か月：10 年 = 24 か月：X 年
 $48X = 240$
 $X = 5$ ※ 1 年未満の端数が生じた場合は切り上げ
返還期間は 5 年（60 回）となります。

・令和 4 年度以降に採用された奨学生

原則として 12 年以内で返還していただきます。

満期で終了した場合は 12 年（144 回）です。満期以外で終了した場合は、満期に対して 12 年（144 回）を基準に実際の貸与期間に応じて 1 年単位で決まります。

〔例〕 4 年（48 か月）満期の契約を 2 年（24 か月）で終了した場合の返還期間
48 か月：12 年 = 24 か月：X 年
 $48X = 288$
 $X = 6$ ※ 1 年未満の端数が生じた場合は切り上げ
返還期間は 6 年（72 回）となります。

(4) 割賦金

毎月ごとに返還する金額で、借用金額及び返還期間（回数）に応じて決まります。

・令和3年度以前に採用された奨学生

〔例 借用金額 1,920,000 円、返還期間 10 年（120 回）の場合〕
月賦返還：借用金額を返還回数で割って求めます。
 $1,920,000 \text{ 円} \div 120 \text{ 回} = 16,000 \text{ 円}$

・令和4年度以降に採用された奨学生

〔例 借用金額 2,160,000 円、返還期間 12 年（144 回）の場合〕
月賦返還：借用金額を返還回数で割って求めます。
 $2,160,000 \text{ 円} \div 144 \text{ 回} = 15,000 \text{ 円}$

※高校生の修学支援奨学金については、借用金額 220,000 円を返還期間（12 年（144 回））で割った額が割賦金となります。

(5) 振替事務手数料

1 回の振替につき 110 円（消費税込、令和 6 年 9 月現在）^注の振替事務手数料が奨学生番号ごとに発生し、返還者の負担となります。

なお、残高不足により振替できなかった場合でも振替事務手数料は発生します。

（注）法定の消費税率及び金融機関手数料の変更に合わせて増減します。

(6) 口座振替請求額

振替日に、割賦金と振替事務手数料の合計額が口座から引き落とされます。原則として、**引き落としは、当日の朝 1 回しか行われませんので、前日までの入金が必要です。**

なお、振替事務手数料分だけが不足していても引き落としができませんので注意してください。

2 奨学金の返還方法

奨学金の返還は、全員口座振替制度に加入していただき、金融機関の預貯金口座から引き落とすこととなります。

(1) 口座振替加入手続

当財団が定める期限までに「申込書」を提出してください。（詳細は P.5 参照）

※口座登録完了までに、2～3 か月程度かかります。

(2) 口座振替加入通知

口座振替加入後、「返還手続き完了通知」で返還の明細をお知らせします。返還が完了するまで大切に保管してください。（3 月終了者は 8 月上旬頃送付します。）

(3) 振替不能になった場合

残高不足により請求額を引き落とすことができなかったときは、翌月の振替日に当月分と滞納分を合わせて引き落とします。振替事務手数料についても、翌月の振替日に当月分と滞納分を合わせて引き落とします。

また、請求額が3か月連続して振替不能になったときは、以後の振替を停止します。振替が停止となった場合、奨学金の返還は払込取扱票（振込通知書）（以下「振込通知書」という。）にて行うことになります。当財団より振込通知書を送付しますので、県内3行（琉球銀行、沖縄銀行、沖縄海邦銀行）のいずれか又はゆうちょ銀行の窓口にてお支払いください。振込通知書で返還する場合、別途支払手数料が発生します。当該手数料は返還者の負担となります。振込通知書による返還で滞納が解消したときは、振替停止を解除し、直近の振替日から口座振替を再開します。

(4) 繰上返還

全額又は一部の繰上返還を希望するときは、繰上返還を希望する月の前月27日までに、何回分を返還するのか電話若しくは文書で当財団までご連絡ください。

繰上振替後、全額繰上の場合「奨学金返還完了通知」、一部の繰上の場合「繰上返還通知」を送付します。

なお、一部の繰上返還をした場合、繰上返還分の金額は原則として最終請求分から充当します。

3 振替口座の変更

(1) 口座を変更する場合

金融機関、口座名義人、口座番号を変更する場合は、改めて口座振替の加入手続きを行うことになりますので、申込書を当財団（裏表紙参照）に請求してください。

加入手続きの完了後、新口座からの振替日を「奨学金の口座振替変更通知」でお知らせいたします。

※ 新口座からの振替開始まで2～3か月程度かかります。新口座からの振替開始までは旧口座から引き落とします。新口座からの振替開始までは旧口座を解約しないでください。

(2) 口座の名義を変更した場合

当財団（裏表紙参照）に改氏名届（様式はP.21参照）を提出してください。

4 返還金の督促

返還は奨学生本人が責任をもって行わなければなりません。返還に応じない場合は、連帯保証人や保証人にも請求します。

なお、本人、連帯保証人及び保証人は、返還期日を過ぎても返還がない場合、本財団の委託した債権回収会社等から電話及び督促を受ける場合があります。また、その際に固定電話より優先して携帯電話に受信がある場合があります。

(1) 滞納者には、当財団職員が自宅や勤務先へ督促や今後の返還方法の相談のために訪問します。

(2) 滞納者は、残額（返還期日が到来していない分の全額）と滞納分（延滞金及び振替事務手数料等を含む）を一括して返還しなければならない場合があります。

(3) 長期滞納が続きますと、次のような支払督促の申立から強制執行に至るまでの法的手続きを執ることになります。

なお、手続きにかかった費用は滞納者の負担になります。

ア 支払督促の申立予告

督促しても、長期にわたり滞納をしている額を返還しない場合は、当財団の顧問弁護士名で履行期限を指定し、支払督促の申立予告をします。

イ 支払督促の申立

前項の指定期限を経過してもなお返還しない場合には、裁判所に支払督促の申立をし、返還未済額の一括返還を求めます。

ウ 仮執行宣言付支払督促の申立

支払督促の申立後もなお返還しない場合には、裁判所に仮執行宣言付支払督促の申立をします。

エ 強制執行

仮執行宣言付支払督促の申立にも応じない者には、裁判所に強制執行の手続きを執ります。

5 延滞金

約束の返還期日を6か月過ぎるごとに、延滞している割賦金の額に対し、2.5%の延滞金が課されます。

6 返還金の充当順位

返還金の充当順位は、督促費用があるときは、まず督促費用に充当し、次に振替事務手数料、割賦金、延滞金の順となります。

返還が滞った時の流れ

3 か月滞納後

返還の督促

- 連帯保証人・保証人へ請求します。
- 文書による督促をします。
- 電話による督促をします。
- SMS（ショートメール）メッセージによる督促をします。
- 自宅・勤務先に訪問する場合があります。

○6 か月過ぎるごとに、滞納している割賦金の額に対し、2.5%の延滞金が発生します。

(詳細は [P.11 参照])

一括返還請求

- 再三の督促にも係わらず返還に応じない場合は、返還期限が到来していない分を含め、返還未済額の全額及び延滞金を返還していただきます。(「期限の利益の喪失」)

支払督促申立予告

- 支払督促申立の予告を行います。

支払督促申立

- 民事訴訟法に基づき、裁判所に支払督促の申立を行います。

仮執行宣言付支払督促申立

- 支払督促の申立をしてもなお、返還しない場合は、裁判所に仮執行宣言付支払督促の申立を行います。

強 制 執 行

- 仮執行宣言付支払督促の申立をしてもなお返還に応じない場合は、強制執行の手続きを執り、給与や財産等を差し押さえます。

※ 支払督促以降に生じた費用は、返還者本人の負担になります。

裁判所を通じた法的措置
※

7 奨学金返還完了通知

返還が完了したときは、原則として返還が完了した翌月に「奨学金返還完了通知」を送付します。

8 返還猶予

特別な事情により返還が困難な場合、所定の手続きにより返還が猶予されることがあります。

猶予が認められるのは原則として願い出た月の翌月（月の初日に願い出た場合はその月）からとなります。

（注）

- 1 返還手続きが完了しないと、猶予の申請はできません。
- 2 願い出が遅れると、返還金の請求が開始されます。
- 3 提出された書類について審査があり、審査の結果猶予が認められないことがあります。
- 4 猶予の理由が続いている場合は1年ごとに願い出る必要があります。

(1) 在学猶予

在学猶予に該当するのは次の場合です。「奨学金返還猶予願」（様式：P.19）と「（猶予希望年度の）在学証明書」を提出してください。審査の後結果を通知します。

ア 高等学校、高等専門学校、大学、大学院又は専修学校高等課程若しくは専修学校専門課程（修業年限が2年以上）に在学しているとき。

イ 奨学金を辞退した後も在学している場合。

ウ 借用期間終了後も卒業期が延びた等、引き続き在学している場合。

エ 大学の通信教育学部又は放送大学の全科履修生として在学しているとき。

オ 外国の学校に在学しているとき。

（注）

- 1 「在学証明書」の発行年度が、「希望する返還猶予期間」の年度と異なる場合は受理できません。
- 2 聴講生・研究生・選科履修生・科目履修生等は在学猶予の対象となりません。
「一般猶予」を参照してください。
- 3 休学・退学する場合は、学校へ届け出を提出する前に財団までご連絡ください。
- 4 返還の開始は、猶予期間終了の翌月から数えて7か月目の27日からになります。

(2) 一般猶予

次頁の表の理由で約束どおりの返還が困難になった場合は、返還が猶予されることがあります。

「奨学金返還猶予願」（様式：P.19）に必ず証明書（P.14 参照）を添付して、速やかに当財団に提出してください。審査の後、結果を通知します。

- ※ 猶予期間は通算10年が限度になります（災害、傷病、生活保護受給中はその限りではない）。
- ※ 返還の開始は、猶予期間終了の翌月の27日からになります。
- ※ 猶予願に添付する各証明書の発行年度が、「希望する返還猶予期間」の年度と異なる場合は受理できない場合があります。
- ※ 失業・求職、出産・育児、傷病、その他を理由とする猶予をご希望の際は、まずは財団までご連絡ください。

【願出理由による証明書等一覧】 コピーと記されているもの以外は原本を提出してください。

願出理由<入学準備中、学校へ在学中等、失業・求職、出産・育児、その他>

提出書類	猶予理由						
	入学準備中	専修学校等 (※1)	聴講生 研究生	失業・求職	出産・育児		その他真にやむを得ない理由があつて返還が困難なとき
					育児休業中の証明 ができる場合	育児休業中の証明 ができない場合	
猶予願	○	○	○	○	○	○	○
在学証明書 (※2)	いずれか一 つが必要	○	○				
自宅学習 証明書 (※3)							
状況報告書 (※4)				○		○	○
雇用保険受給 資格者証の コピー				いずれか一 つが必要			
ハローワーク カードのコピー							
離職証明書 (※5)							
育児休業の 証明書 (※6)					○		
母子手帳の コピー(※7)					○	○	
その事実を明らか にする証明書 (※8)							○
猶予期間	通算10年が限度 (1年毎の申請要)						

○：必ず提出しなければならない書類

- (※1) 専修学校等には、専修学校一般課程、各種学校及び大学の選科・科目等履修生を含む。
- (※2) 発行先：予備校等、在籍している学校
- (※3) 発行先：出身学校長
- (※4) 発行先：民生委員
- (※5) 発行先：離職した勤務先
- (※6) 発行先：勤務先
- (※7) 表紙と分娩予定日または誕生日が分かるページ
- (※8) その事実を証明できる第三者

願出理由<災害、傷病、生活保護受給中>

下記提出書類は、その事実を証明できる書類であれば代替可。

	災害	傷病	生活保護受給中
猶予願	○	○	○
罹災証明書(※9)	○		
診断書(※10)		○	
生活保護受給 証明書(※11)			○
猶予期間	その理由が継続する期間 (1年毎の申請要)		

- ：必ず提出しなければならない書類
- (※9) 発行先：市区町村長・消防署長
 - (※10) 発行先：医師
 - (※11) 発行先：福祉事務所長

※上記以外にも返還が困難であることを明らかにする証明書の提出を求めることがあります。

(3) 所得連動型猶予

(高等学校奨学生及び高校育英貸与奨学生のうち、平成24年度から平成26年度の新規採用者のみ)

年収が130万円以下（生計を一つにする者がいる場合は、その者の年収を合算）で、約束どおりの返還が困難になった場合は、返還が猶予されることがあります。猶予希望者は、「奨学金返還猶予願」（様式：P.19）に次の該当する証明書を添えて提出してください。審査の後、結果を通知します。

※ 返還の開始は、猶予期間終了の翌月の27日からになります。

※ 扶養に入っている場合は、次の書類に加え、扶養を確認できる「健康保険証のコピー」も提出してください。

※ 生計を一にする者がいる場合は、世帯全員記載の「住民票謄本」及び世帯全員分の次の該当する書類も提出してください。

区分	証明書の種類	必要内容	発行所	猶予期間
所得連動型猶予	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所得証明書 ・ 市・県民税（所得・課税）証明書 ・ 非課税証明書 	希望する猶予の始期からさかのぼって1年以内の事項を証明したもの	市区町村役場	1年ごとに願出のこと その理由が継続する期間

※ 申請時期により、上記「証明内容」の証明書が発行できない場合又は就職、転職、失業、退職等により上記証明書の記載事項と現在の状況が異なる場合は、最新の上記証明書に加え、次の該当する書類も提出してください。

証明書の種類		発行所
給与所得者以外 (自営業等)	・ 確定申告書（前年分）の控のコピー（受付印のあるもの）	税務署
給与所得者 (会社員等)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 源泉徴収票（前年分） ・ 直近の給与証明書（本人氏名、事業所名、支給総額、支給月日記載） 	いずれか一つ 現在の勤務先
失業、退職した者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区民生委員の「状況報告書」（様式は20頁参照）及び ・ 雇用保険受給証明書のコピー ・ 離職証明書等 	いずれか一つ 民生委員 公共職業安定所 退職時の勤務先

※ 上記証明書の他、追加資料が必要になる場合があります。

9 返還の免除

死亡又は心身障害により返還できなくなった場合は、相続人又は連帯保証人若しくは保証人に返還していただきますが、この方たちにも返還できない事情がある場合は、返還を免除することがあります。返還免除の願い出には次の書類が必要です。所定用紙は当財団に請求してください。

なお、残額を全額免除する場合と一部だけ免除する場合があります。

(1) 死亡による免除の場合

- ア 奨学金返還免除願（所定様式）
- イ 家庭状況書（所定様式）
- ウ 奨学生本人の死亡の事実を証明する書類（戸籍抄本等）

(2) 心身障害による免除の場合

- ア 奨学金返還免除願（所定様式）
- イ 家庭状況書（所定様式）
- ウ 医師又は歯科医師の診断書（所定様式）

10 勤務先届の提出について

次のいずれかに該当する場合は、6か月以内に勤務先届を提出しなければなりません。（様式：P.25）

- (1) 卒業又は修了、若しくは奨学金貸与期間が満了したとき。
- (2) 退学したとき。
- (3) 奨学金の交付を廃止されたとき。
- (4) 奨学金を辞退したとき。

11 異動について

当財団に登録されている情報に何らかの変動がある場合は必ずご連絡ください。ご連絡がないと、重要な通知が届かなくなる等の不利益を被ることがあります。

(1) 転居、転籍、改氏名、勤務先の変更

住所、本籍、氏名、勤務先等に変更がある場合は「転居・転籍・改氏名・勤務先変更届」（様式：P.21）に必要事項を記入し当財団まで提出してください。

※ 転居（住所変更）のみであれば、お電話での報告でも構いません

※ 改氏名、転籍の場合は、該当者の「住民票（本籍地記載・マイナンバー省略）」を添付してください。

(2) 連帯保証人、保証人の変更

連帯保証人又は保証人が死亡等で変更の必要が生じた場合は「連帯保証人・保証人変更についての承認願」（様式：P.23）及び「免責的債務引受に関する合意書」（**2部**）（様式：P.24）に必要事項を記入のうえ、新連帯保証人又は新保証人の「印鑑登録証明書」及び「住民票（本籍地記載・マイナンバー省略）」を添付して提出してください。

新連帯保証人又は新保証人の欄は、その本人が自署し、実印を押印してください。

ア 連帯保証人を変更する場合

連帯保証人は、原則として父又は母です。父母がいない場合は、(ア)又は(イ)の条件を満たす人を選んでください。

- (ア) 奨学生本人が未成年者の場合 ・ ・ ・ 成年者のきょうだい又は未成年後見人
- (イ) 奨学生本人が成年者の場合 ・ ・ ・ 成年者のきょうだい又は届出日において 65 歳以下の成年者で職に就いている者

イ 保証人を変更する場合

次の(ア)及び(イ)の条件を満たす人を選んでください。

- (ア) 父母以外で奨学生本人及び連帯保証人と別生計を立てている者
- (イ) 届出日において 65 歳以下の成年者で職に就いている者

記入例 「免責的債務引受に関する合意書」

- ① 同じものを2部作成し、提出してください。手続き完了後、当財団印を押印の上、1部を新連帯保証人/新保証人へ送付します。
- ② 黒か紺のボールペンで記入してください。
- ③ 書き損じた場合は、当財団へ様式を請求し、改めて記入してください。

ここが重要！

同じものを2部作成し、提出してください。

ここが重要！

第6号様式 免責的債務引受に関する合意書

① 債権者公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団（以下「甲」という）及び引受人（新連帯保証人・新保証人）**奨学良子**（以下「乙」という）は、年月日付誓約書・奨学金借用証書に基づく旧連帯保証人・旧保証人**国際孝史**が甲に対して負う下記奨学金返還債務の連帯保証債務・保証債務について、乙が免責的に引き受けることに合意する。

また、本合意により、乙は、下記奨学金返還債務の誓約書・奨学金借用証書の記載事項に同意したものとする。

本合意の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙各記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

④ 対象債権（奨学金返還債務）

(HXX)

奨学生番号: RXX-県-XXX

主債務者本人氏名: 人材 花子

年 月 日

甲（債権者）

住所 沖縄県宜野湾市伊佐3丁目4-1 第5ターミナルビル3階

氏名 公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団 理事長

乙（引受人（新連帯保証人・新保証人））

住所 沖縄県那覇市古波蔵△丁目×番地○号

氏名 **奨学良子**

奨学

印

鑑

を

押

印

し

て

く

だ

い

ま

す

。

ここが重要！

新連帯保証人/新保証人の押印。「印鑑登録証明書」と同じ印鑑で押印してください。

① 該当するものを○で囲んでください。

② 新連帯保証人/新保証人の氏名を記入してください。

③ 旧連帯保証人/旧保証人の氏名を記入してください。

④ 奨学生本人の情報を記入してください。

⑤ 新連帯保証人/新保証人の情報を記入してください。

ここが重要！

各種様式

- 奨学金返還猶予願
- 状況報告書
- 転居・転籍・改氏名・勤務先変更届
- 送付先変更届
- 連帯保証人・保証人変更についての承認願
- 免責的債務引受に関する合意書
- 進学先・勤務先届

- ※ 各様式は切り取らず、コピーで作成のうえ提出のこと
- ※ 当財団ホームページからも、各種手続き方法の確認や様式のダウンロードができます。以下の二次元バーコードからご確認ください。



振替口座を変更する場合は、預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書をお送りしますので、当財団（裏表紙参照）に請求してください。

なお、郵送、FAXでの請求の場合は、①奨学生番号、②氏名、③郵便番号、④住所、⑤電話番号を記入（様式自由）のうえ、当財団までお送りください。

奨 学 金 返 還 猶 予 願

年 月 日

公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団 理事長 殿

奨学生番号：

フリガナ：

氏 名：

昭和・平成 年 月 日

住 所：〒

※住所は、「猶予審査決定通知」等の送付先を
記入してください。

電話番号：

携帯番号：

e-mail:

下記のとおり奨学金の返還を猶予していただきたいので、お願いします。

記

1 希望の返還猶予期間（猶予できる期間は、1年以内です。）

※ 猶予期間終了後に、再び願い出ることによって延長ができます。1年ずつ延長できますが、定められた年数分しか延長できません。

年 月 から 年 月 まで

2 願出の理由

※ 猶予理由を明らかにする証明書（原本）を添付してください。
当該証明書が添付されないと猶予することはできません。

在学中（国内・海外） 傷病 生活保護受給中 出産・育児中

進学準備中 失業・求職中 その他（ ）

注意1 電話は、本財団からすぐに連絡できる場所を記入してください。

注意2 留学等海外転出の場合は、必ず連絡のとれるe-mailを記入してください。

財団記入	貸与規程第18条第3項の有無	有 無
------	----------------	-----

状況報告書

年 月 日

公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団理事長 殿

民生委員

住所

氏名



依頼があった状況確認については、下記のとおりです。

記

1 奨学生であつた者	奨学生番号	
	氏 名	
	住 所	
2 使用目的	奨学金返還猶予申請のため	
3 調査結果	(現在の生活状況) (所見) ※本人からの聞き取りから奨学金返還が困難かどうかの意見を記入	

転居・転籍・改氏名・勤務先変更 届

年 月 日

公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団 理事長 殿

奨学生番号：

フリガナ：

氏 名：

昭和・平成 年 月 日生

該当者を○で囲む	本人 連帯保証人 保証人
----------	--------------

新住所	〒 TEL () 携帯 ()
旧住所	

新本籍	
旧本籍	

フリガナ 新氏名	氏	名	旧氏名
-------------	---	---	-----

既に届け出た口座の名義を変更したときは、下の欄に新名義を記入してください。

フリガナ 新名義	
-------------	--

新勤務先	勤務先名	部署： 職種：
	勤務先住所	〒 TEL ()

- ※1 転居・転籍・改氏名・勤務先変更届のうち、該当する項目を○で囲んでください。
- 2 改氏名、転籍の場合は、住民票抄本（本籍地記載、マイナンバー省略）を添付してください。

送 付 先 変 更 届

年 月 日

公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団

奨 学 生 番 号

フリカ^ゝナ
氏 名

昭和 年 月 日
平成

下記のとおり、送付先を変更しますので、お届けいたします。

記

新送付先	住 所	
	氏 名	
		TEL () 携帯 ()

旧送付先	住 所	
	氏 名	

第6号様式

連帯保証人・保証人変更についての承認願

年 月 日

公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団 理事長 殿

奨学生番号：

フリガナ：

氏 名： ㊟

昭和・平成 年 月 日生

下記のとおり、新連帯保証人・新保証人が保証債務の免責的債務引受について同意しましたので、連帯保証人・保証人の変更についてご承認いただきますようお願いいたします。

記

新連帯保証人・新保証人は、旧連帯保証人・旧保証人が貴財団に対して負う上記奨学生の奨学金返還債務の連帯保証債務・保証債務について、免責的に引き受けることに同意する。

新連帯保証人 ・ 新保証人	フリガナ	
	氏 名	㊟ 昭和・平成 年 月 日生
	本人との続柄	
	本 籍	
	住 所	〒 TEL () PHS・携帯 ()
	勤 務 先 名	
	勤務先住所	〒 TEL ()
旧連帯保証人 ・ 旧保証人	氏 名	

- ※1 連帯保証人、保証人のうち、該当する項目を○で囲んで下さい。
 2 連帯保証人、保証人を変更するときは、必ずその本人の承諾を受け、その本人が自署し、朱肉で実印を鮮明に押印してください。
 3 免責的債務引受に関する合意書、印鑑登録証明書及び住民票抄本（本籍地記載、マイナンバー省略）を添付してください。

免責的債務引受に関する合意書

債権者公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団（以下「甲」という）及び引受人（新連帯保証人・新保証人）_____（以下「乙」という）は、 年 月 日付誓約書・奨学金借用証書に基づく旧連帯保証人・旧保証人_____が甲に対して負う下記奨学金返還債務の連帯保証債務・保証債務について、乙が免責的に引き受けることに合意する。

また、本合意により、乙は、下記奨学金返還債務の誓約書・奨学金借用証書の記載事項に同意したものとする。

本合意の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙各記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

対象債権（奨学金返還債務）

奨 学 生 番 号：

主債務者本人氏名：

年 月 日

甲（債権者）

住所 沖縄県宜野湾市伊佐3丁目4-1 第5タレルマンビル3階

氏名 公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団
理事長

乙（引受人（新連帯保証人・新保証人））

住所

氏名 Ⓜ

※新連帯保証人、新保証人のうち、該当する項目を○で囲んで下さい。

※引受人（新連帯保証人・新保証人）の印は、朱肉で実印を鮮明に押印してください。

進学先・勤務先届

年 月 日

公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団

奨学生番号 _____

フリカ^ナ氏名 _____

住 所 〒 _____

電 話 () —

携 帯 () —

Eメールアドレス _____

「進学状況」又は「就職状況」のうち、該当する箇所を記入してください。

進学状況	有	「①進学先」を記入
	無	「③現在の状況」を記入

就職状況	有	「②勤務先」を記入
	無	「③現在の状況」を記入

「進学状況」で「有」を○で囲んだ者

①進学先	学校名	
	学部名	
	学科名	

「就職状況」で「有」を○で囲んだ者

②勤務先	勤務先名		
	部署・職種		
	勤務先住所等	住所 〒	
		電話 () —	

「進学状況」又は「就職状況」で「無」を○で囲んだ者

③現在の状況	
--------	--

(注) この届出で奨学金返還の猶予をすることはできません。
 猶予を希望する場合は、「奨学金返還猶予願」により願い出てください。

識学校の専攻科に相当する国外の教育機関等に在学しているもの

- (6) 在沖繩米軍施設・区域内大学貸与奨学生
沖繩県に住所を有する者又はその子弟であって、公益財団法人沖繩県国際交流・人材育成財団理事長（以下「理事長」という。）から推薦されて在沖繩米軍施設・区域内大学に在学しているもの
- (7) 高等専門学校貸与奨学生
沖繩県に住所を有する者の子弟であって、国内の高等専門学校（専攻科を除く。以下に同じ。）に在学しているもの
- (8) 専修学校貸与奨学生
沖繩県に住所を有する者の子弟であって、国内の専修学校専門課程（修業年限が2年以上の専門課程。以下同じ。）に在学しているもの

（奨学金の貸与等）

- 第3条 奨学金は貸与とし、その貸与月額は別表第1の通りとする。
- 2 前項のほか、前条第1項に該当する者について、経済的理由により入学準備費用（端末購入費用）、資格取得費用、部活費用及び修学旅行費用並びに大学等受験準備費用等の支弁が困難と認められる者に対して、修学支援奨学金として別表第1－（2）の額を貸与する。
- 3 前項の修学支援奨学金は、単独若しくは第1項の奨学金と併せて貸与することができるとする。

（奨学金の貸与期間）

- 第4条 奨学金の貸与期間は（ただし、修学支援奨学金は除く）、奨学生に採用されたときからその者の在学する学校の標準修業年限の終期までとする。ただし、留学貸与奨学生及び在沖繩米軍施設・区域内大学貸与奨学生については、その奨学生の在学期間を通じて、短期大学2年以内、学部4年以内、修士課程2年以内、博士課程3年以内とする。

（奨学金申込書の提出）

- 第5条 奨学金の貸与を希望する者は、連帯保証人と連署の上、奨学生願書（第1号様式）に必要書類を添えて提出しなければならない。ただし、高校育英貸与奨学金又は高等学校奨学金の貸与を希望する者は、在学学校長の推薦を受けて提出するものとする。
- 2 連帯保証人は、原則として父又は母とする。

（奨学生の採用）

- 第6条 奨学生の採用は、本財団の奨学生選考委員会の選考を経て理事長が決定し、申込者に通知するものとする。ただし、高校育英貸与奨学生及び高等学校奨学生については、申込者及び連帯保証人に通知するものとする。
- 2 高等学校の本科、特に認められた専攻科又は専修学校高等課程進学を条件として予約した者については、高校育英貸与奨学生採用候補者として決定し、申込者

公益財団法人沖繩県国際交流・人材育成財団奨学金貸与規程

（目的）

- 第1条 この規程は、公益財団法人沖繩県国際交流・人材育成財団定款第4条第1号の規定に基づき、育英奨学金、県・市町村からの出捐金、一般篤志家・企業団体等からの寄附金で造成された基金の果実、県借入金及び県補助金を活用し、向学心に富む有能な学生・生徒に対して奨学金を貸与することにより本県の教育、文化及び産業の発展に役立てるための有為な人材を育成することを目的とする。

（奨学生の資格）

- 第2条 この規程の規定により公益財団法人沖繩県国際交流・人材育成財団（以下「本財団」という。）の奨学生となることができるときは、次の各号のいずれかに該当するものであって、学業（第2号の高等学校奨学生は除く。）、人物ともに優秀であるが経済的理由により修学に困難があると認められたものでなければならぬ。ただし、独立行政法人日本学生支援機構、地方公共団体、民間育英団体等からの奨学金若しくは修学資金（母子及び寡婦福祉法による修学資金、高等学校定時制及び通信教育振興奨励補助金による修学資金）の貸与を受ける者は除く。

(1) 高校育英貸与奨学生

沖繩県内に住所を有する者の子弟であって、高等学校（中等教育学校の後期課程並びに盲学校・聾学校及び養護学校の高等部を含む。以下同じ。）の本科、特に認められた専攻科又は専修学校高等課程（修業年限が2年以上の高等課程。以下同じ。）に在学しているもの

(2) 高等学校奨学生

沖繩県内に住所を有し、生活保護世帯に準ずる程度（世帯の全収入が生活保護基準額の1.5倍以下）に困窮する家庭の者であって、沖繩県内の高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）に在学しているもの

(3) 大学貸与奨学生

沖繩県内に住所を有する者の子弟であって、国内の大学（別科、専攻科及び通信を除く。以下同じ）に在学しているもの

(4) 大学院貸与奨学生

沖繩県に住所を有する者の子弟であって、国内の大学院（通信を除く。以下同じ。）に在学しているもの

(5) 留学貸与奨学生

沖繩県に住所を有する者の子弟であって、我が国の大学若しくは大学院に相当する国外の教育機関等に在学するもの又は我が国の盲学校、聾学校、養

及び連帯保証人に通知するものとする。この場合において、進学後に在学学校長が入学を証明した後、誓約書・奨学金借用証書（第5号様式）を提出させ、採用を決定するものとする。

3 大学及び専修学校専門課程進学を条件として予約した者については、大学貸与奨学生採用候補者又は専修学校貸与奨学生採用候補者として決定し、申込者に通知するものとする。この場合において、進学先の決定後、当財団にて進学先届を受理された後、誓約書・奨学金借用証書（第5号様式）及び在学証明書等の提出をもって採用を決定するものとする。

（誓約書・奨学金借用証書の提出）

第6条の2 奨学生の採用通知を受けた者（奨学生が未成年者の場合は、奨学生及び親権者）は、連帯保証人及び保証人と連署の上、誓約書・奨学金借用証書（第5号様式）を直ちに提出しなければならない。

2 保証人は、いつでも奨学生と連絡のできる者でなければならない。

（奨学金の無利息）

第7条 奨学金は、無利息とする。

（奨学金の交付）

第8条 奨学金は、年3回に分けて交付することを原則とし、特別の事情があるときは、これによらないで交付することができる。

2 前項の規定に関わらず、修学支援奨学金は標準修業年限を通して1回限りとし一括して交付する。

3 あらかじめ金融機関に申込者名義の口座を設けさせ、その口座に奨学金を振り込む方法で、直接に奨学生へ交付するものとする。

（奨学金の休止、停止及び貸与期間の短縮）

第9条 奨学生が休学したとき又は長期にわたって欠席したときは、奨学金の交付を休止するものとする。

2 奨学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、奨学金の交付を停止し、奨学金の貸与期間を短縮することができるものとする。

(1) 別表第2に定める適格認定の基準（第11条の2において「適格基準」という。）により停止に該当するとき。

(2) 転学（転学部を含む。以下同じ。）によって同一年次を重複履修するとき。

(3) 学則によって停学その他の処分があったとき。

(4) 学校内外の規律を乱したり、放逸、怠惰その他の学校生活態度の状況が奨学生として適当でないとき。

（奨学金の復活）

第10条 前条の規定により奨学金の交付を休止又は停止された者が、その理由が止んで願い出たときは、奨学金の交付を復活することができるものとする。た

だし、休止又は停止されたときから2年を経過したときは、この限りではない。

（奨学金貸与継続申請書の提出）

第11条 奨学生は、奨学金貸与継続申請書（第7号様式）に学業成績証明書及び在学証明書添えて提出しなければならない。ただし、次に掲げる者は該当する添付書類を提出しなくてもよいものとする。

(1) 進級状況が留年又は休学の者（学業成績証明書）

(2) 高校育英貸与奨学生及び高等学校奨学生（学業成績証明書及び在学証明書）

（奨学金貸与継続の適格認定）

第11条の2 理事長は、前条に規定する奨学金貸与継続申請書を提出した奨学生について、適格基準に基づき適格認定を行い、奨学生に対処すべき処置を決定し、通知するものとする。

2 高校育英貸与奨学生及び高等学校奨学生の在学する学校長は、適格基準に基づき適格認定を行い、奨学金貸与継続申請書を提出することで本財団に報告するものとする。理事長はその報告に基づき、奨学生に対処すべき処置を決定し、通知するものとする。

（奨学生の異動届出）

第12条 奨学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに届け出なければならない。

(1) 休学、復学、転学、留学又は退学したとき。

(2) 停学その他の処分を受けたとき。

(3) 連帯保証人及び保証人を変更したとき。

(4) 奨学生、連帯保証人及び保証人の氏名、住所その他の重要な事項に変更があったとき。

2 奨学生が死亡したときは、相続人及び連帯保証人は連署の上、死亡届（第2号様式）に戸籍抄本等、死亡が確認できる公的な証明書を添えて、直ちに届け出なければならない。

（転学、留学又は退学による奨学金の取扱）

第13条 奨学生が退学したときは、奨学金を辞退したとみなすものとする。

2 奨学生が転学した場合、その奨学生が願い出たときは、奨学金の交付を継続することができるものとする。この場合において、奨学金の交付の継続が認められたときは、別表第1に基づき、あらかじめ貸与月額を決定することができるものとする。

3 奨学生が留学する場合、その奨学生が願い出たときは、奨学金の交付を継続することができるものとする。ただし、留学により卒業期が延びても貸与期間の延長は認めないものとする。

（奨学金の辞退）

第14条 奨学生は、奨学金を必要としなくなつたときに奨学金の辞退を申し出る
ことができるものとする。

2 修学支援奨学金を受ける奨学生については、貸与前の辞退の申し出のみに限
る。

(奨学金の交付の廃止)

第15条 奨学生が、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、奨学金
の交付を廃止することができるものとする。

- (1) 傷病などのために修学の見込みがないとき。
- (2) 学業成績及び学校生活態度が不良となつたとき。
- (3) 第11条第1項に規定する奨学金貸与継続申請書を提出しなかつたとき。
- (4) 奨学生としての責務を怠り、奨学生として適当でないとき。
- (5) 在学学校で処分を受け、学籍を失つたとき。
- (6) 奨学生願書(第1号様式)に記入すべき事項を故意に記入せず、又は嘘偽
の記入をしたことにより奨学生となつたことが判明したとき。
- (7) その他、第2条に規定する奨学生としての資格を失つたとき。
- (8) 奨学生が死亡したとき。

(奨学金の返還手続)

第16条 奨学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、在学中貸与を受けた奨
学金の全額(借用確定金額)および返還の方法(返還期間、割賦方法、返還期
日、返還回数、割賦金額、最終割賦金額)について、「奨学金返還明細書(第
5号様式-2)により通知し、それを受けた奨学生であった者(奨学金の貸与を
受け、その奨学金を返還する義務を負っているもの)を言う。以下同じ。)は、
奨学金の返還手続に關する必要書類を提出しなければならぬ。

- (1) 卒業若しくは修了し、又は奨学金(修学支援奨学金は除く。)貸与期間が
満了したとき。
 - (2) 退学したとき。
 - (3) 奨学金の交付を廃止されたとき。
 - (4) 奨学金を辞退したとき。
 - (5) 死亡したとき。
 - (6) 修学支援奨学金の貸与を受けたとき
- 2 奨学金の返還手続に關する必要書類を提出しない者に対して、在学中貸与を受
けた奨学金の全額につき、理事長が指定する日までに全額を返還させることがで
きるものとする。なお、返還請求は奨学生であった者、連帯保証人及び保証人
(以下「奨学生であった者等」という。)に対して行うものとする。

(奨学金の返還)

第17条 奨学生であった者は、奨学金の貸与が終了した月(修学支援奨学金につ
いては、貸与を受けた月の属する年度末)の翌月から起算して6か月を経過し
た後、原則として12年以内で、かつ、144回以内の月賦による分割で奨学金

を返還しなければならぬ。

2 貸与を受けた奨学金の返還最低年額は、貸与を受けた奨学金の額を12で除
して得られる額を下回ってはならない。

3 第1項の奨学金の返還は、原則として口座振替による月賦とする。この口座
振替に伴う手数料(以下「振替事務手数料」という。)は、奨学生であった者
が負担することとする。

なお、残高不足等により、口座振替が不能となつた場合に発生する振替事務
手数料も奨学生であった者の負担とする。

4 奨学生であった者等が、前1項の分割金の返還を3回以上怠つたときは、理
事長がその者等に対して通知することにより期限の利益を喪失させることがで
き、かつ、理事長が指定する日までに返還未済額の全額を返還させることがで
きるものとする。

(繰上返還)

第17条の2 奨学金はいつでも繰上返還することができるものとする。

2 繰上返還については、次に掲げるところにより取り扱うものとする。

- (1) 直近の返還期日前の期間内にその返還に係る割賦金を返還したときは、直
近の返還期日に繰上返還したものとみなし、繰上返還した額が一返還期日の
割賦金に達するごとに次回以降の割賦金の返還期日を順次繰り上げるものと
する。

(2) 前号に定める返還の場合、次回返還期日の割賦金の額に不足額の返還があ
つたときは、割賦金に満たない額を最終回で調整することとし、次回以降の
割賦金の返還期日を順次繰り上げるものとする。

3 前項第1号に規定する繰上返還をした場合において、外国出張その他の真に
やむを得ない理由があるときは、願出により返還期日の繰上を行わないこと
ができるものとする。

(返還金の充当)

第17条の3 奨学生であった者等から返還金の支払があつたときは、返還期日の
到来した割賦金については返還期日の早く到来したもつたから充てるものとする。

2 奨学生であった者等から割賦金その他延滞金、督促費用及び振替事務手数料
を徴収する必要がある場合において、支払われた額がこれらの合計額に満たな
いときは、督促費用、振替事務手数料、割賦金及び延滞金の順に充てるものと
する。

(奨学金の返還の猶予)

第18条 奨学生であった者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、願出に
より奨学金の返還を猶予することができるものとする。

- (1) 災害又は傷病によつて返還が困難となつたとき。
- (2) 高等学校、高等専門学校、大学、大学院又は専修学校の高等課程若しくは
専門課程(修業年限が2年以上)に在学するとき。

(3) 我が国の高等学校又は大学若しくは大学院に相当する国外の教育機関等に在学するとき、又は我が国の盲学校、聾学校、養護学校の専攻科に相当する国外の教育機関等に学位取得のために在学するとき。

(4) 生活保護法による生活保護を受けているとき。

(5) その他、真にやむを得ない理由によって返還が著しく困難となったとき。

2 前項の返還猶予の期間は、次に掲げるとおりとする。

(1) 1年以内とし、更にその理由が継続する場合は、願い出により重ねて1年ずつ延長することができるものとする。

(2) 前号の規定にかかわらず、第1項第5号に該当するときは、それらを通じて10年を限度とする。

3 第1項第5号の理由による猶予を願い出る奨学生であった者が、次のいずれにも該当する場合は、前項第2号は適用しない。

(1) 第2条第1項第1号及び第2号に定める奨学生で、平成24年度から平成26年度の新規採用者。

(2) 年収が130万円以下の者。ただし、本人と生計を一にする者がある場合は、その者の年収を合算し判断することとする。

4 第1項第2号又は第3号に該当するときは、猶予終了後6か月の間、返還を猶予するものとする。

(返還猶予の願出)

第19条 奨学金の返還猶予を受けようとする者は、その理由を明記した奨学金返還猶予願（第15号様式）に、それを証明することができる書類を添えて願い出なければならない。

2 返還猶予期間中、特に必要があると認められたときは、その理由を証明することのできる書類を提出させるものとする。

(奨学金の返還免除)

第20条 奨学生又は奨学生であった者が、次の各号のいずれかに該当し、かつ、相続人、連帯保証人及び保証人が奨学金を返還できないうちにあるときは、その奨学金の返還未済額の全額又は一部の返還を免除することができるものとする。

(1) 死亡し、又は精神若しくは身体障害により労働能力を喪失し、その奨学金を返還することができなくなったとき。

(2) 精神又は身体障害により労働能力に高度の制限を有し、その奨学金を返還することができなくなったとき。

(返還免除の願出)

第20条の2 奨学金の返還免除を受けようとするとき、奨学生であった者又は相続人は、連帯保証人及び保証人と連署の上、奨学金返還免除願（第16号様式）に定められた要件を備えていることを証明する書類を添えて願い出なければならない。

(延滞金)

第21条 奨学生であった者等が割賦金の返還を滞納したときは、滞納している割賦金の額に滞納した期間が6か月を超えごとに6か月について2.5パーセントの割合を乗じて計算した金額を延滞金として徴収するものとする。ただし、奨学生であった者が割賦金の返還を滞納したことにつき災害、傷病その他の真にやむを得ない理由があると認められるときは、その延滞金を減免することができるものとする。

(返還の強制)

第21条の2 奨学生であった者等が返還金を滞納したときは、民事訴訟法及び民事執行法その他強制執行の手続に定める法令に定める手続により返還金を確保するものとする。

第21条の3 奨学生であった者等が返還未済額の全額の返還（第17条第4項の規定による奨学金返還未済額の全額の返還をいう。以下同じ。）の請求を受けたにもかかわらず、理事長が指定した日までに返還未済額の全額の返還を行わないときは前条の規定を準用するものとする。

2 奨学生であった者等が、理事長の指定した日までに返還未済額の全額の返還を行わないときは、その延滞している返還未済額の全額につき延滞金を徴収することのできるものとする。この場合においては、第21条の規定を準用するものとする。

(奨学生であった者の届出)

第22条 奨学生であった者は、卒業、修了又は退学したときから6か月以内に勤務先届（第20号様式）を届けなければならない。

2 奨学生であった者は、奨学生であった者の氏名、住所、勤務先その他の重要な事項に変更があったときは、転居・転籍・改氏名・勤務先変更届（第21号様式）を直ちに届けなければならない。

3 奨学生であった者は、連帯保証人及び保証人を変更したとき、又はそれらの氏名、住所その他の重要な事項に変更があったときは、直ちに届けなければならない。

4 奨学生であった者が死亡したときは、相続人及び連帯保証人は連署の上、死亡届（第22号様式）に戸籍抄本等、死亡が確認できる公的な証明書を添えて、直ちに届けなければならない。

(補則)

第23条 この規程の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 第2条の規定は、当分の間、沖縄県出身海外移住者子弟に適用する。この場合において、同条第3号及び第4号中「沖縄県に住所を有する者の子弟」とあるのは「沖縄県出身海外移住者の子弟で主たる住所を海外に有しているもの」とする。
- 3 第20条の規定にかかわらず、前項の規定による沖縄県出身海外移住者子弟については、貸与を受けた者が当該国の経済情勢及び通貨変動等により、奨学金の返還が困難となったときは、申請に基づきその全部又は一部の返還を免除することができ、申請するにあたっては、当該国の県人会長の意見を付さなければならぬ。
- 4 従前の「財団法人沖縄県人材育成財団沖縄県奨学生に対する奨学金貸与規程」、「財団法人沖縄県人材育成財団沖縄県高校貸与奨学生に対する奨学金貸与規程」、「財団法人沖縄県人材育成財団外国留學奨学金貸与規程」、「財団法人沖縄県人材育成財団篤志奨学金貸与規程」、及び「対米請求権奨学金貸与規程」は、廃止する。
- 5 改正前の前項の規程に基づき採用した奨学生の取り扱いについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成5年6月1日から施行する。
- 2 改正前の規程に基づき採用した奨学生の取り扱いについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 改正前の規程に基づき採用した奨学生の取り扱いについては、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 改正前の規程に基づき採用した奨学生の奨学金の貸与については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成21年6月1日から施行する。
- 2 奨学金に関する書類の願出、提出及び届出は、理事長に対して行うものとする。
- 3 高校育英貸与奨学生採用候補者、高校育英貸与奨学生及び高等学校奨学生に関する書類の願出、提出、通知及び届出については、在学学校長を通じて行うものとする。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年9月24日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団設立の日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 第2条第1項第2号に掲げる高等学校奨学生については、当分の間、平成25年改正前の生活保護基準額を用いて認定するものとする。

附 則

この規程は、平成26年5月28日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和4年5月31日から施行し、令和4年4月1日から適用する。
- 2 改正前の規程に基づき採用した奨学生の第17条に規定する奨学金の返還及び別表第1に規定する奨学金の貸与月額については、なお従前の例による。
- 3 令和4年度奨学生のうち、従前の貸与月額記載の募集要項により採用され

た者については、従前の貸与月額又は改正後の貸与月額のいずれかを選択で
 きるものとする。

別表第1（第3条、第13条関係）

（1）奨学金の貸与月額

（単位：円）

種 別	区 分	分		月 額
		区	分	
高 校 育 英 貸 与	高 等 学 校	自 宅 通 学 者	公 立	18,000
			私 立	30,000
	自 宅 外 通 学 者	公 立	23,000	
		私 立	35,000	
高 等 学 校	自 宅 通 学 者	国 公 立	18,000	
		私 立	30,000	
	自 宅 外 通 学 者	国 公 立	23,000	
		私 立	35,000	
大 学 貸 与	自 宅 通 学 者	国 公 立	45,000	
		私 立	50,000	
	自 宅 外 通 学 者	国 公 立	50,000	
		私 立	60,000	
大 学 院 貸 与	修 士 ・ 博 士 前 期 課 程		70,000	
	博 士 後 期 課 程		100,000	
	博 士 医 ・ 歯 ・ 獣 医 学 課 程		100,000	
	一 貫 制 博 士 課 程	1 ～ 2 年 次	70,000	
3 ～ 5 年 次		100,000		

附 則

この規程は、令和5年5月30日から施行する。

別表第2（第9条、第11条の2関係）

種別	区分	月額	
留学貸与	アジア地域	40,000	
	アジア以外の地域	60,000	
在沖繩米軍施設・区域内大学貸与	大学・大学院・短期大学	40,000	
	国公立	21,000	
高等専門学校貸与	自宅通学者	私立	32,000
		国公立	22,500
	自宅外通学者	私立	35,000
		国公立	45,000
専修学校貸与 (専門課程)	自宅通学者	私立	50,000
		国公立	50,000
	自宅外通学者	私立	60,000
		国公立	60,000

(2) 修学支援奨学金

種別	貸与年額	(単位：円)
高校育英貸与	220,000	

認定区分	認定内容	認定の基準
継続	奨学金の交付を継続する。	下記欄に該当する者以外の者
激励	奨学金の交付を継続するが、学習成績向上に努力するよう通知する。	修得単位（科目）又は成績評価内容が、予告該当者ほどではないが他の学生に比べて劣っている者 学習意欲に欠ける者
予告	奨学金の交付を継続するが、激励にもかかわらず学習成績が回復しない場合は、次回の適格認定時以降の奨学金の交付を停止し、又は奨学金の資格を失わせることがあることを予告する。	卒業延期のおそれはないが、修得単位（科目）又は成績評価内容が、他の学生に比べて著しく劣っている者 年間の修得単位数が卒業に必要な修得単位数を最短修業年限で除して得られた数以下の者
停止	1年以内で学校長が定める期間、奨学金の交付を停止する。予告にも拘わらず学習成績が回復しない場合は、奨学金の交付を停止する。	学校内外の規律を乱し、1年以内で学校長が定める期間、奨学金の交付を停止させることが適当であると認められる者 成績は廃止該当者と同じであるが、その理由が真にやむを得ないと認められ、かつ修学の見込みのある者。 年間の修得単位数が予告該当基準の半分の数以下の者 留年(原級措置)となつたとき
廃止	奨学金の資格を失わせ、奨学金の交付を打ち切る。	修得単位（科目）が皆無又は極めて少ない者で、修学状況が奨学生として不適當であるもの 在学学校で退学又は除籍の処分を受け学籍を失った者 他の奨学金の貸与を受けている者

※高校育英貸与奨学生については、予告の認定はない。



ご不明な点、ご相談などは、下記番号にご連絡ください。
奨学生本人、連帯保証人及び保証人は、当財団からの連絡が受けられるよう下記電話番号を携帯電話等に登録するようお願いいたします。

公益財団法人

沖縄県国際交流・人材育成財団

奨学課 奨学係

電話：098-942-9213 / 098-942-9214

F A X：098-942-9220

窓口取扱時間

月～金曜日〔祝日及び12/29～1/3を除く〕

8:30～17:15

〔昼時間〔12時～13時〕を除く〕

ホームページ

<http://www.oihf.or.jp/>



〒901-2221 沖縄県宜野湾市伊佐 3-4-1 3階

